

# 移設工事要綱

平成 20 年(2008 年)4 月

水道維持課

# 移 設 工 事 要 綱

〔制 定〕 平成16年 5月 1日

## （目 的）

第1条 この要綱は、法令及び豊中市水道事業給水条例(昭和35年豊中市条例第23号。)に定めのあるもののほか、豊中市上下水道局が施行する移設工事の業務を適正かつ円滑に施行するために必要な事項を定めるものとする。

## （移設工事の定義）

第2条 移設工事とは、第三者の依頼により水道管を移動することをいう。

## （適用範囲）

第3条 移設工事の適用範囲は、豊中市上下水道局受託工事取扱要綱第2条で規定している適用範囲以外で、第三者の公共工事に起因する導送配水管及び給水管の移設工事に該当するものをいう。

## （工事の依頼）

第4条 移設工事を必要とする者（以下「依頼者」という。）は、別記様式を用いて上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に依頼書を提出しなければならない。

2 管理者は、移設工事の依頼があれば工事内容を精査し、依頼者にその結果を回答書をもって通知するものとする。

3 管理者と依頼者とは前項の回答書に基づく協定書を締結することができる。

## （施工方法）

第5条 移設工事の設計及び施工方法及び工期は、管理者が決定する。

## （工事費の負担）

第6条 移設工事を行う場合の工事費は、次の各号に定める費用の合計額とし、依頼者が全額負担するものとする。

(1) 材 料 費 ( 実費とする。 )

(2) 労 力 費 ( 実費とする。 )

(3) 道路復旧費 ( 実費とする。 )

(4) 設計費(実費とする。)

(5) 間接経費(前各号の費用の合計額(以下「工事金額」という。)を別表〔I〕に掲げる区分に応じて該当する金額)

(6) 洗管排水費(別表〔 〕に基づき算出した金額)

2 管理者が特に必要と認めるときは、工事費の一部及び全額を免除し、または減額することができる。

(工事費の確定)

第7条 工事費は移設工事の竣工後に確定するものとする。

(工事費の納入)

第8条 工事費は管理者からの請求に基づき、移設工事竣工後に納入するものとし、納入期限は請求月の翌月の月末とする。ただし、管理者が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(施行細目)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表〔 〕 間接経費の算定は、工事金額を次の表の左欄に掲げる金額によって区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を順次乗じて計算した金額を合計額とする。

区 分	間接経費率
100万円以下の金額	22%
100万円をこえ 500万円以下の金額	20%
500万円をこえ1,000万円以下の金額	15%
1,000万円をこえ3,000万円以下の金額	12%
3,000万円をこえ5,000万円以下の金額	10%
5,000万円をこえる場合	7%

別表〔 〕 洗管排水費算出は以下による。

洗管排水費（円）＝洗管水量 $Q$ （ $m^3$ ）× {水道料金（円）＋下水道使用料金（円）}	
洗管水量 $Q$ （ $m^3$ ）の算出根拠	
洗管水量 $Q$ （ $m^3$ ）＝敷設管による水量 $Q_1$ （ $m^3$ ）＋既設管による水量 $Q_2$ （ $m^3$ ）	
敷設管による水量 $Q_1$ （ $m^3$ ）＝敷設管延長×敷設管口径断面積×3回（管内入替分）	
既設管による水量 $Q_2$ （ $m^3$ ）＝既設管延長×既設管口径断面積×4回（管内入替分）	
語句の解説	既設管延長とは断水した配水管延長
	既設管口径断面積とは断水した配水管口径の断面積
	水道料金とは臨時用の料金
	下水道使用料金とは臨時用汚水の料金

年 月 日

（あて先）豊中市上下水道事業管理者

住 所  
依頼者  
氏 名

### 水道管移設工事依頼書

このことについて、貴局所管の水道管の移設工事を依頼します。  
なお、工事の費用は、当方で全額負担いたします。

#### 記

- 1. 移設工事場所 豊中市.....
- 1. 移 設 理 由 .....
- 1. 口 径 ・ 延 長 ..... mm 延長 ..... m
- 1. 移 設 希 望 日 ..... 年 月 日
- 1. 添 付 書 類 位置図、平面図.....
- 1. 連 絡 先 .....
- 1. 道 路 使 用 許 可  
許可工期 .....
- 警察許可 .....
- 土木許可 .....
- 消防許可 .....
- 1. 施 行 業 者 .....